

## 第1回大和市まごころ地域福祉センターの指定管理者選定委員会 議事録

■日時：令和4年7月5日（火）午後2時から午後4時15分まで

■場所：大和市保健福祉センター 5階501会議室

大和市まごころ地域福祉センター（施設見学）

■出席状況 委員 5名 金子委員、高橋委員、山下委員、新比叡委員、杉内委員

事務局 9名 健康福祉総務課 山崎、高橋、益山

人生100年推進課 堤、高橋、菊池

こども総務課 下野、瀬古、長田

■公開・非公開の状況

公開 非公開 一部非公開

■次第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 大和市まごころ地域福祉センターの指定管理者選定委員会について
- 5 会長の選出及び職務代理の指定
- 6 議題
  - (1) 大和市まごころ地域福祉センターの概要について
  - (2) 募集要項・仕様書・協定書について
  - (3) 審査要領・評価表について
- 7 その他
  - (1) 今後の日程について
  - (2) その他
- 8 施設見学
- 9 閉会

■主な審議内容など

- ・会長選出について、出席委員の互選により、金子委員が選出された。
- ・職務代理については、会長の指定により、高橋委員に決定した。
- ・事務局より、指定管理者選定委員会の概略、スケジュールの説明及び大和市まごころ地域福祉センターの概要、募集要項、仕様書、協定書、審査要領、評価表についての説明を行った。
- ・募集要項、仕様書、協定書、審査要領については、今期からの変更点、選定に関し重要と考えられる部分を中心に説明を行った。

(今期からの変更点等について)

- ・子育て支援センター事業において、令和5年4月1日より職員配置を変更し、「地域子育て指導者」として配置される職種を「社会福祉士」から「社会福祉士または保育士」とした。

- ・指定管理料について、上限300,600,000円に決定。

－議事－

(1) 大和市まごころ地域福祉センターの概要について

委員：子育て支援センター事業の利用者数が令和元年度から3年度にかけて減少している理由は新型コロナウイルスの影響によるものか。

事務局：元年度から2年度の減少については新型コロナウイルスの影響によるものと捉えている。令和2年3月から6月まで休所し、7月の再開後も、定員制・予約制としたことによる。令和3年度も引き続き定員制・予約制としたが、さらに実績が減っている。これについては、まごころ地域福祉センターの比較的近くに、令和3年4月、新しい市の子育て支援施設「こどもの城」を開設した。その2階に子育て支援センターと同様の交流の場としての機能を持つものを開設したことで、利用者を分け合う形になったものと捉えている。

委員：職員配置について、「地域子育て指導者」に必要な資格が「社会福祉士」から「社会福祉士または保育士」となったのは、虐待対応について市が窓口となったため、社会福祉士でなくてもよくなったからということでしょうか。

事務局：そのとおりである。

(2) 募集要項・仕様書・協定書について

委員：指定管理料の額である3億60万円の算出根拠は何か。

事務局：積算の仕組みとしては、収入についてはデイサービスの介護報酬をみている。一方、支出については、人件費、事務費事業費について直近3ヶ年の状況を見て、支出から収入をひいて、それを上限額として設定している。

委員：それが妥当なものかどうかはどう判断されたのか。例えば、近隣同規模の施設のものなどを考慮したのか。

事務局：収入については近隣で同規模のデイサービスを運営しているところにヒアリングをし、収入を推計した。支出の人件費については、厚生労働省が出している賃金統計を使い、デイサービス事業の運営に必要な職種の賃金を参考にし、人数等をかけて算出している。事業費・事務費については、現在運営している大和市社会福祉協議会の直近3ヶ年の決算書をもとに平均をとって出している。

委員：令和5年度に予定されている改修工事に伴う休館期間について、期間中清掃はしないが事業は継続するということか。

事務局：そのとおりである。休館中について、清掃は必要ないが、デイサービス事業については利用者の方がいるため、事業を継続できる事業者に手上げをしても

らう想定である。

委員：デイサービス事業の場所についてはいかがか。

事務局：法人で所有している空き部屋等を使ってもらうこと等を想定している。もし、テナントを借りる場合も、指定管理料の上限額の範囲で行ってもらう。

事務局：子育て支援センター部分に関しては、改修工事によるまごころ地域福祉センター一休館中、業務は市が用意した代替施設で実施するものとなっている。市の公共施設等、相談ができる場所を市が調整して用意をするので、そこを使って新しい指定管理者に事業運営していただく形を想定している。

委員：子育て支援事業については市が場所を用意し、高齢者事業については指定管理者の施設で事業を行うということだが、子育て支援についても指定管理者の所有する場所で実施するという希望があった場合はどうなるのか。

事務局：基本的には、仕様書のとおり、市で施設を用意したい。想定しているのは公共施設なので、追加の費用がなく、運営するスタッフの人件費等があれば運営ができるような形にさせていただけるかと思う。また、それがより良い形かと思う。

現行のまごころ地域福祉センターの子育て支援センターの利用者を考えると、公共施設であれば、認知がされているうえ設備も整っている。代替の施設は近隣で検討したい。

－その他－

委員：指定管理者選定委員会設置要綱の施行日はいつか。

事務局：公表の日から施行のため、告示日の令和4年3月17日から施行になる。

委員：平成18年から指定管理者になっているが、今までも設置要綱に基づいて選定されていたということか。それは毎回設置要綱を定め、施行しているのか。

事務局：選定委員会についてはその都度要綱を定めている。

・今後の日程について調整、以下のとおりに決定した。

### 【第2回開催日程】

■日時：令和4年7月13日（水）午後2時から

■場所：大和市保健福祉センター501会議室

### 【第3回（審査会）開催日程】

■日時：令和4年10月5日（水）午後2時から

■場所：大和市保健福祉センター1階 検診室

－施設見学－

・大和市まごころ地域福祉センターへ移動し、施設長に案内をしていただいた。